

デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム 運営規程

介護予防通所介護に相当する第1号通所事業

(事業の目的)

第1条 有限会社親和が運営するデイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム が行う介護予防通所介護に相当する第1号通所介護業（以下、通所型サービスという）は、要支援状態又は介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下、事業対象者という）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当事業は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 当介護サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 介護サービスの提供に当たる従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称、所在地及び場所)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム
- (2) 所在地 福山市鞆町鞆552番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤 生活相談員、介護職兼務)
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、通所介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名以上（常勤・管理者兼務1名、常勤兼務1名、非常勤1名）

生活相談員は、生活指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。

- (3) 介護職員 6名以上（常勤2名、常勤兼務2名、非常勤専従2名、非常勤兼務1名）

介護職員は、介護その他の通所介護サービスの提供に当たる。

- (4) 看護職員 3名（非常勤専従3名）

看護職員は、看護その他の通所介護サービスの提供にあたる。

- (5) 機能訓練指導員 3名（常勤1名、非常勤1名、非常勤兼務1名）

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月、火、水、木、金、土の各曜日。ただし、8月14日から8月16日まで及び12月31日から翌1月3日までを休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は、18人（介護給付サービス定員を含む）とする。

（通所型サービスの内容）

第7条 この事業所が通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス

（利用料その他の費用の額）

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その1割、2割または3割（負担割合証の割合に準ずる）額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合は、その通行に要する費用及び路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収する。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 600円／1食

(2) オムツ代 実費

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用

1) 歯ブラシ 実費

2) 化粧品 実費

3) サークル活動の材料費 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとし、支払いに同意する旨の書面に署名または、記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市鞆町、田尻町、水呑町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 従業者の指示に従うこと。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所型サービスに当たる従業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 通所型サービスに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもら

すことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(宿泊サービスについて)

第14条 本事業所は営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者を対象に宿泊サービスを行う。但し、通所型サービスの利用者を除くものとする。

- (1) 宿泊サービス利用定員は2名とする。
- (2) 利用時間 17時30分～翌朝8時30分
- (3) 利用料 4,800円(夕、朝食含む)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年11月 1日改定

平成20年 3月 1日改定

平成20年 8月 1日改定

平成21年 7月 1日改定

平成21年10月 1日改定

平成24年 4月 1日改定

平成25年 8月 1日改定

平成26年 4月 1日改定 食費

平成26年 8月 1日改定 営業日変更、第14条追加

平成27年 5月 1日改定 1単位、定員18名

平成29年11月 1日改定 職員数の変更

令和 5年 7月 1日改定 下線部(第10条2と第15条追加、職員数の変更等)